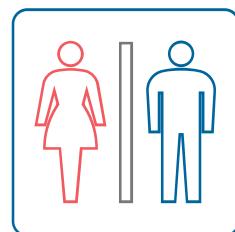
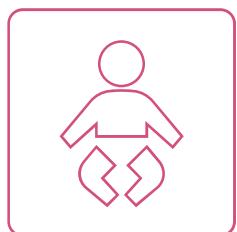
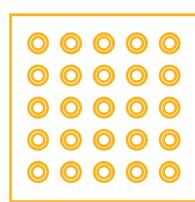
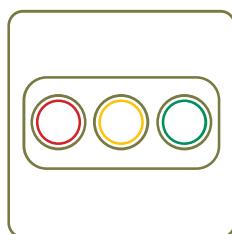
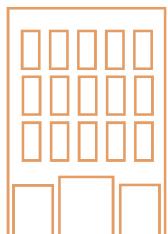
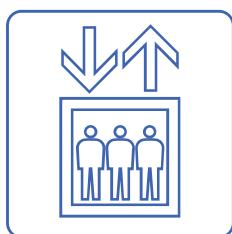


武藏野市

バリアフリー基本構想



概要版



武藏野市

平成23年4月

1. 改定の目的

● 基本構想のあらまし

本市では、平成15年3月に交通バリアフリー法に基づく基本構想（以下「旧基本構想」と表記）を策定し、平成22年を目標として市内3駅を中心とした駅周辺のバリアフリー化を推進してきました。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー新法）」が平成18年12月に施行され、本市でも旧基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要となったことから、新しい法制度に基づき、基本構想を改定することとしました。

● 3駅周辺地区の重点的なバリアフリーの推進

市内3駅を中心とした駅周辺の区域を重点整備地区とし、旧基本構想で定めた公共交通事業者（鉄道・バス）、道路管理者（東京都・武蔵野市）、警察などが取り組むバリアフリー事業を更新するとともに、市民がよく利用する建物や都市公園の管理者などのバリアフリー事業を追加する等の改定を行いました。また、各事業者の事業実施にあたっては、情報公開や市民参加の手続により、多くの人々の意見が反映されるよう市が協力し、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

● サイン等による情報提供や心のバリアフリーの推進

市内3駅を中心とした駅周辺の区域における事業の他、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進等についての取組みを示します。

2. 基本的な考え方

2-1. 四つの原則

すべての人にやさしい まちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則

特定の人にとってのバリアフリーを超えてすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

拡大の原則

法に定める特定事業に加え、ユニバーサルデザインのまちづくりに寄与する事業や市全体のバリアフリー化に必要な施策を進めます。

市民参加の原則

基本構想の策定から実現まで、市民及び市内の企業・団体が積極的に参加し、バリアフリーの推進に努めます。

実現保障の原則

各事業計画および本構想が適正に実現することを保障するために、市民参加のもと進捗状況を把握し、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図る仕組みを作ります。

2－2. 基本的な方針

ユニバーサルデザインのまちづくりを着実に進めていくために、特定旅客施設の要件を満たす吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の3駅周辺を引き続き重点整備地区とします。

基本的な方針は以下の通りです。

● 重点整備地区のバリアフリー化の推進

生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の内容を定めた特定事業を位置付けます。

● 全市的なバリアフリー等の推進

福祉交通、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化を推進します。

※生活関連施設：高齢者や障害のある人などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

※生活関連経路：重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路。(道路や通路など)

2－3. 個別方針(移動等円滑化に関する事項)

1) 公共交通特定事業

鉄道駅については、旧基本構想に基づく特定事業が着実に推進されています。工事中に際しても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導の確保に努めるとともに、引き続き、移動等円滑化基準等に基づいた整備を推進します。また、案内や対応ができる係員を充実させるなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進することとします。

バスに関しては、ノンステップバスの導入、車両のバリアフリー化に加え、バス停留所の改善や駅前広場での案内の充実などを考慮し事業を実施します。また、接遇教育を充実するなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進します。

2) 道路特定事業

旧基本構想で定めた特定経路は、国の定める特定道路に指定されており、改修にあたっては移動等円滑化基準に適合させる必要があります。その他の生活関連経路についても、引き続き、沿道の施設やバス停等との連続性にも配慮しながら、移動等円滑化に向けた整備を推進します。

3) 路外駐車場特定事業

建築物や都市公園に付随する路外駐車場について、車いす使用者用駐車施設のバリアフリー整備等を推進します。

4) 都市公園特定事業

多くの人が利用する都市公園については、特定公園施設等のバリアフリー整備を推進します。また、生活関連経路の沿道の都市公園については、高齢者、障害者等の移動を支援する施設としての整備を推進することとします。

5) 建築物特定事業

生活関連施設に指定された建築物においては、移動等円滑化基準や利用者の意見等を踏まえ、移動等円滑化経路等のバリアフリー整備を推進します。また、適切に対応ができる係員を充実するなど心のバリアフリーに配慮することとします。

6) 交通安全特定事業

重点整備地区内について、移動等円滑化基準に基づいたバリアフリー対応信号機の設置やエスコートゾーンの整備等を進めます。

7) その他の事業

駅前広場は交通結節点として重要な施設です。安全で快適に乗り継ぎや周辺施設への移動ができるよう案内設備や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めます。

上記の他、福祉交通のあり方の検討や、心のバリアフリーの推進、公共サインガイドラインの策定、既存公共施設のバリアフリー化に係る整備方針の策定、違法駐車対策、駐輪場の整備、情報アクセスの整備、サポート体制、協力体制の充実等を行います。

2－4. 目標年次

バリアフリー基本構想の目標年次：2020年度（平成32年度）

（前期：平成23～27年度、後期：平成28～32年度、展望期：平成33年度～）

3. 各重点整備地区の整備内容

3-1. 吉祥寺駅周辺地区(重点整備地区面積 約87.5ha)

吉祥寺駅周辺は、百貨店などの大規模な店舗から個性的な店舗まで、多様な店舗が集まった回遊性の高い商業空間が形成されています。また、駅の南側には市民の憩いの場である井の頭公園もあり、この地区の魅力をつくっています。

吉祥寺駅、百貨店などの大規模店舗、病院、コミュニティセンターなどの公共施設を生活関連施設とし、これらを相互に結ぶ経路を生活関連経路として選定しました。

吉祥寺駅周辺地区の特徴である回遊性を確保するために、特に商業集積が高く生活関連施設も多い北口周辺は、路線ごとではなく、面向的なバリアフリー整備を推進します。

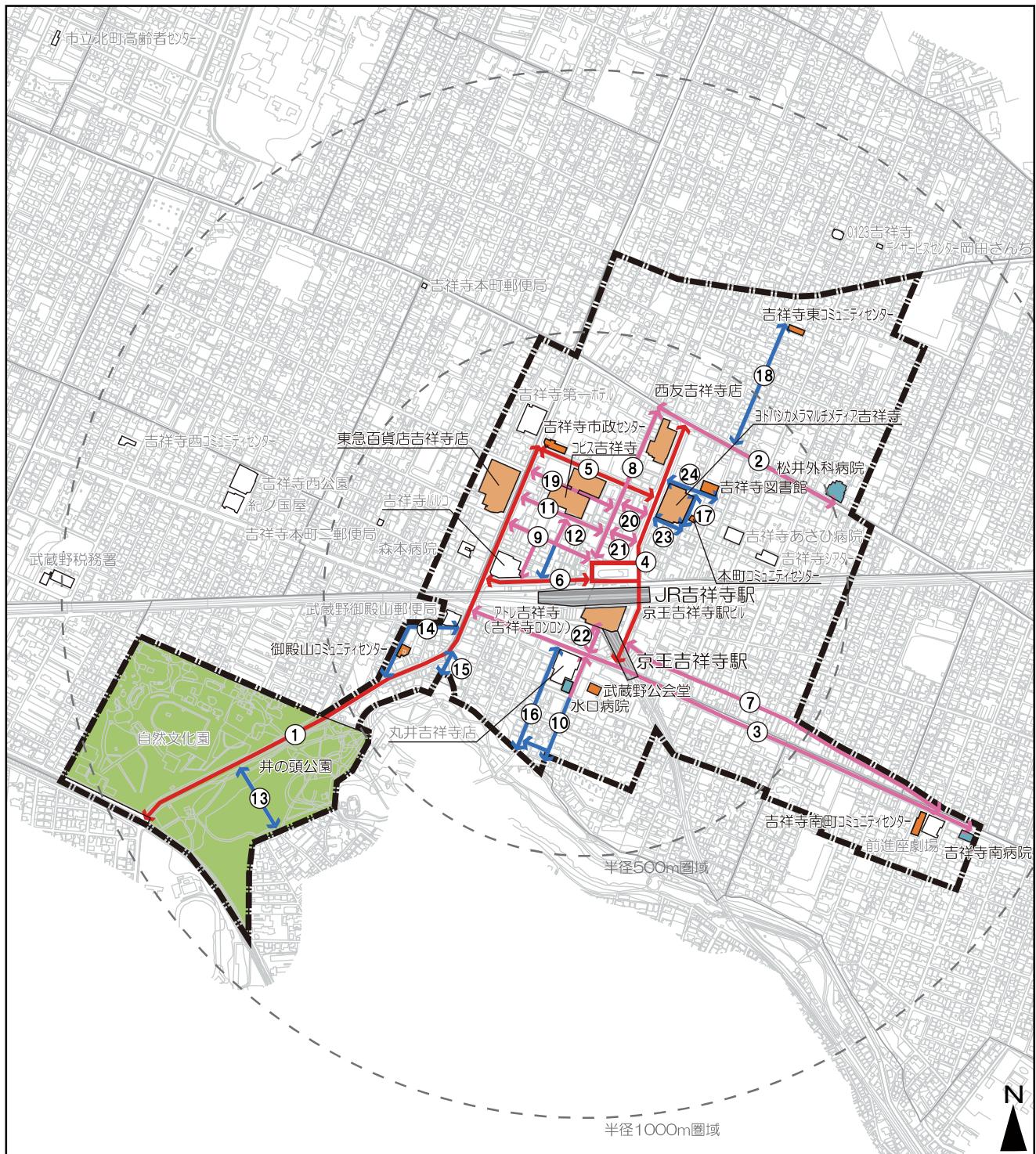
●特定事業及びその他の事業(例)

実施時期は前期:平成23~27年度、後期:平成28~32年度、展望期:平成33年度以降

対象	主な事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
特定旅客施設 (鉄道駅) の バリアフリー化	南北自由通路の拡幅・整備(武蔵野市・関係事業者と連携)、エレベーターの設置によるバリアフリールートの整備			
	接続する交通機関との案内の強化			
特定車両 (バス車両)等の バリアフリー化	ノンステップ・ワンステップ車両への代替			
	バス停留所への正着、ニーリングの実施、継続的な接遇教育の実施、駅前への総合案内板の設置			
道路の バリアフリー化	バリアフリー化に適した舗装材の採用 排水蓋を細目又は鋳物蓋へ交換 L形側溝の狭小化 自転車の放置防止指導の強化			
都市公園の バリアフリー化	関係者間との連携による出入口のバリアフリー化の検討			
	多機能トイレの改修			
建築物の バリアフリー化	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善 ベビーチェア・オストメイト対応設備の設置の検討 わかりやすい施設内の案内表示の検討			
	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示			
信号機等の バリアフリー化	必要に応じて生活関連経路におけるバリアフリー対応(青延長・音響式)信号機の整備 利用者の状況に応じて視覚障害者誘導施設(エスコートゾーン)の設置			

※各施設等の特定事業については、基本構想本編をご覧ください。

吉祥寺駅周辺重点整備地区図



凡例



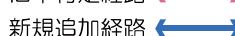
重点整備地区



生活関連経路



旧特定経路



旧準特定経路

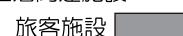


新規追加経路

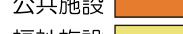
周辺施設



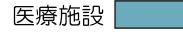
生活関連施設



旅客施設



公共施設



福祉施設



医療施設



商業施設



公園

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 22都市基交第410号

この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有する。
(承認番号) 17東デ共許第042号-7

重点整備地区 面積：87.5ha

0 100

500 m

3-2. 三鷹駅周辺地区(重点整備地区面積 約168.4ha)

三鷹駅周辺は、市役所をはじめとする行政機関、文化・スポーツ・健康施設の集積する文化ゾーンです。また、これらの他に障害者総合センター・高齢者総合センター等の福祉施設もあります。

三鷹駅北口から武蔵野郵便局を経て市役所などへ至る中央通りと駅前から市民文化会館、中央図書館へ通ずる市道第16号線(文化会館通り)の並行する2本の経路を中心に、駅周辺だけでなく市役所周辺も含めて広めの重点整備地区を定めました。また、地区内のバスによる移動も踏まえながら生活関連経路を選定し、バリアフリー整備を推進します。

●特定事業及びその他の事業(例)

実施時期は前期:平成23~27年度、後期:平成28~32年度、展望期:平成33年度以降

対象	主な事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
特定旅客施設 (鉄道駅) の バリアフリー化	筆談用具の設置を示す案内の掲示			
	接続する交通機関との案内の強化、ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等による案内の強化			
特定車両 (バス車両)等の バリアフリー化	ノンステップ・ワンステップ車両への代替			
	バス停留所への正着、ニーリングの実施 継続的な接遇教育の実施、駅前への総合案内板の設置			
道路の バリアフリー化	バリアフリー化に適した舗装材の採用 排水蓋を細目又は鋲物蓋へ交換 L形側溝の狭小化、 自転車の放置防止指導の強化			
都市公園の バリアフリー化	イベント時における園路の幅員確保			
	車いす対応の水のみ場への改修			
建築物の バリアフリー化	主要な通路における有効幅員の確保			
	エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示			
	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善 ベビーチェア・オストメイト対応設備の設置の検討 わかりやすい施設内の案内表示の検討			
信号機等の バリアフリー化	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示			
	必要に応じて生活関連経路におけるバリアフリー対応(青延長・音響式)信号機の整備 利用者の状況に応じて視覚障害者誘導施設(エスコートゾーン)の設置			

※各施設等の特定事業については、基本構想本編をご覧ください。

三鷹駅周辺重点整備地区図



凡例



重点整備地区



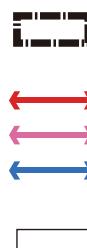
生活関連経路

旧特定経路

旧準特定経路

新規追加経路

周辺施設



生活関連施設

旅客施設

公共施設

福祉施設

医療施設

商業施設

公園

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 22都市基交第410号

この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ（株）が著作権を有する。
(承認番号) 17東デ共許第042号-7

重点整備地区 面積：168.4ha

0 100

500 m

3－3. 武藏境駅周辺地区(重点整備地区面積 約100.9ha)

武藏境駅周辺では、連続立体交差事業により、南北通行を妨げていた踏切がなくなり、交通環境が大きく改善されました。また、今後も駅舎の全面改修や駅前広場の再編が進みます。

北側に武蔵野スイングホール、市民会館、武蔵境市政センターなどがあり、南側には大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。武蔵野赤十字病院などは他市からの利用も考えられます。これらの生活関連施設を相互に結ぶ経路を生活関連経路として選定し、バリアフリー整備を推進します。

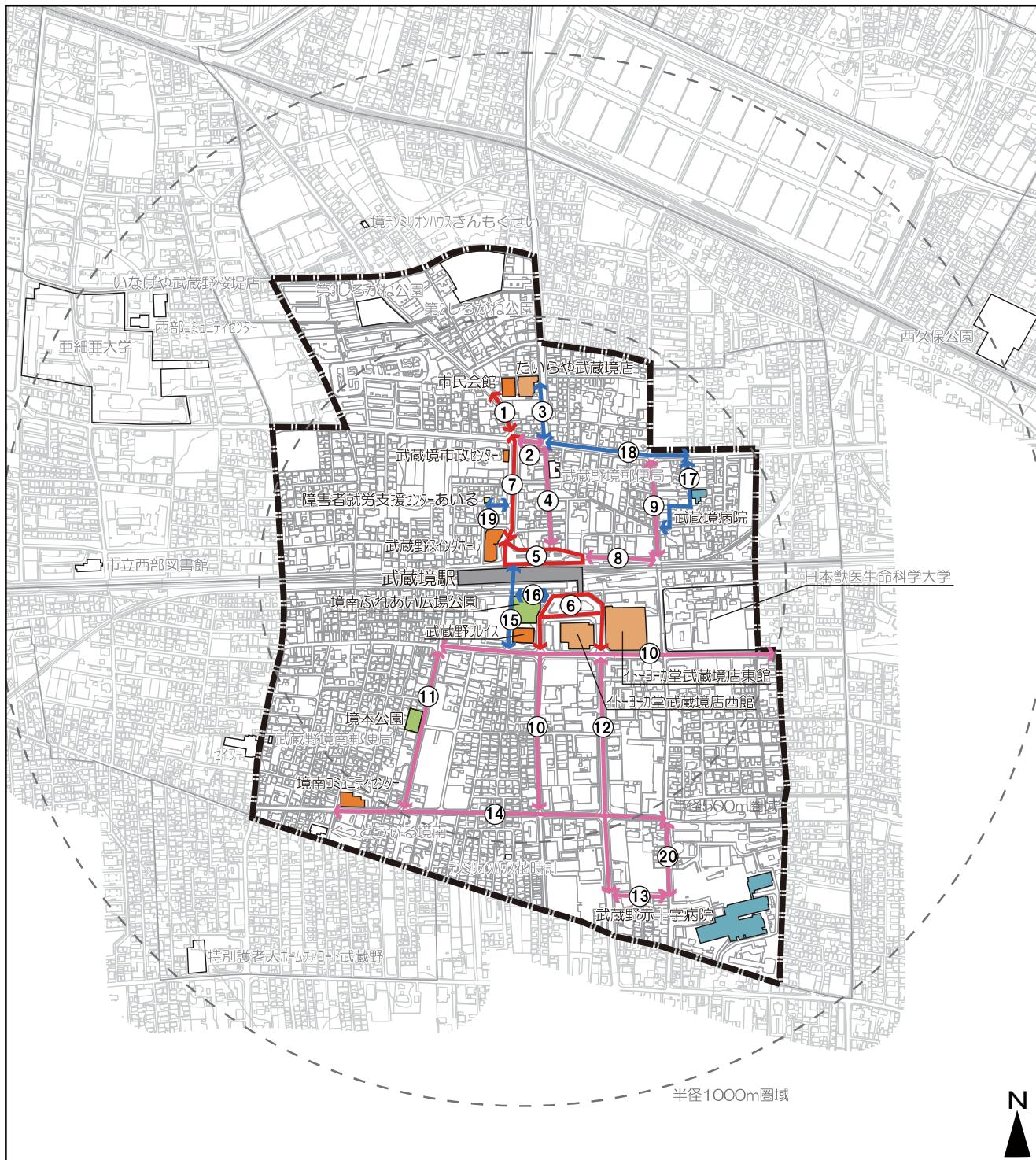
●特定事業及びその他の事業(例)

実施時期は前期:平成23～27年度、後期:平成28～32年度、展望期:平成33年度以降

対象	主な事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
特定旅客施設 (鉄道駅)の バリアフリー化	武蔵境駅 (JR)	バリアフリー経路を可能な限り単純化(工事期間中) わかりやすく連続的な経路案内の設置(工事期間中)		
	武蔵境駅 (西武鉄道)	接続する交通機関との案内の強化		
	バス ムーバス	筆談用具の設置を示す案内の掲示		
		ホームドアの設置など危険防止に向けた対策の検討		
特定車両 (バス車両)等の バリアフリー化	バス ムーバス	ノンステップ・ワンステップ車両への代替		
		バス停留所への正着、ニーリングの実施 継続的な接遇教育の実施、駅前への総合案内板の設置		
道路の バリアフリー化	都道 市道 私道	バリアフリー化に適した舗装材の採用 排水蓋を細目又は鋳物蓋へ交換 L形側溝の狭小化 自転車の放置防止指導の強化		
都市公園の バリアフリー化	境南ふれあい 広場公園	車いす対応の水のみ場への改修		
		イベントの主催者に対する園路の幅員確保の周知		
建築物の バリアフリー化	公共建築物 民間建築物	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善 ベビーチェア・オストメイト対応設備の設置の検討 わかりやすい施設内の案内表示の検討		
		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示		
信号機等の バリアフリー化	信号機関係	必要に応じて生活関連経路におけるバリアフリー対応(青延長・音響式)信号機の整備 利用者の状況に応じて視覚障害者誘導施設(エスコートゾーン)の設置		

※各施設等の特定事業については、基本構想本編をご覧ください。

武藏境駅周辺重点整備地区図



凡例



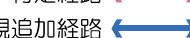
重点整備地区



生活関連経路



旧特定経路



旧準特定経路



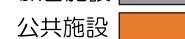
新規追加経路

周辺施設

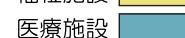


生活関連施設

旅客施設



公共施設



福祉施設



医療施設



商業施設



公園

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 22都市基交第410号

この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有する。
(承認番号) 17東デ共許第042号-7

重点整備地区 面積：100.9ha

0 100 500 m

4. 実現にあたって

4-1. 特定事業計画の作成

施設設置管理者及び公安委員会は、本構想に則って平成23年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたって、あらかじめ市及び特定事業者の意見を聞くとともに、高齢者、障害者等をはじめ関係者の意見を聞くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めることとします。

4-2. 特定事業の実施

特定事業者は、各特定事業の実施にあたって、公共性の高い施設については、市と協力して情報公開や市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

4-3. 進捗状況の把握及び評価

1) 進捗状況の把握の手法

進捗状況の把握は、基本的に市のバリアフリー担当課が実施します。また、市民等を含む「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」を設置し、事業の進捗に応じた適切な段階で評価等を行います。

2) バリアフリー基本構想の評価・見直し

目標年次の前半が終了する平成27年度に本構想の評価を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4-4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携

平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする第五期基本構想・長期計画と計画期間を重ねる本構想の事業推進にあたっては、バリアフリー化の方針に関する各分野の個別計画に反映させていくとともに、連動した事業展開を図ることで、効果的な事業を推進していきます。

4-5. 国や関係自治体との連携

本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を積極的に国や関係自治体等に発信するとともに、国や関係自治体と連携し課題の解決に取り組むことで、市内にとどまらず、広く市域を越えた移動等円滑化の実現を目指します。

5. 今後の展開

5-1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

吉祥寺駅周辺地区については駅や大規模店舗の改修及び南口交通広場の整備、三鷹駅周辺地区については新クリーンセンターの整備、武蔵境駅周辺地区については連続立体交差事業の完成にあわせたバリアフリー化の推進等、地区固有の課題に対応した事業を実施していきます。また、重点整備地区における生活関連経路以外の道路のバリアフリー化や、本構想では実現できなかった様々な課題に対応した事業についても実施していきます。

5-2. 市内全域への拡大

重点整備地区以外の既存の施設のバリアフリー化にあたり、可能な限り移動等円滑化基準に準じるとともに、必要な情報提供を行うなどのソフト施策を充実させ、ハード・ソフト一体となった総合的な取組みを推進することとします。

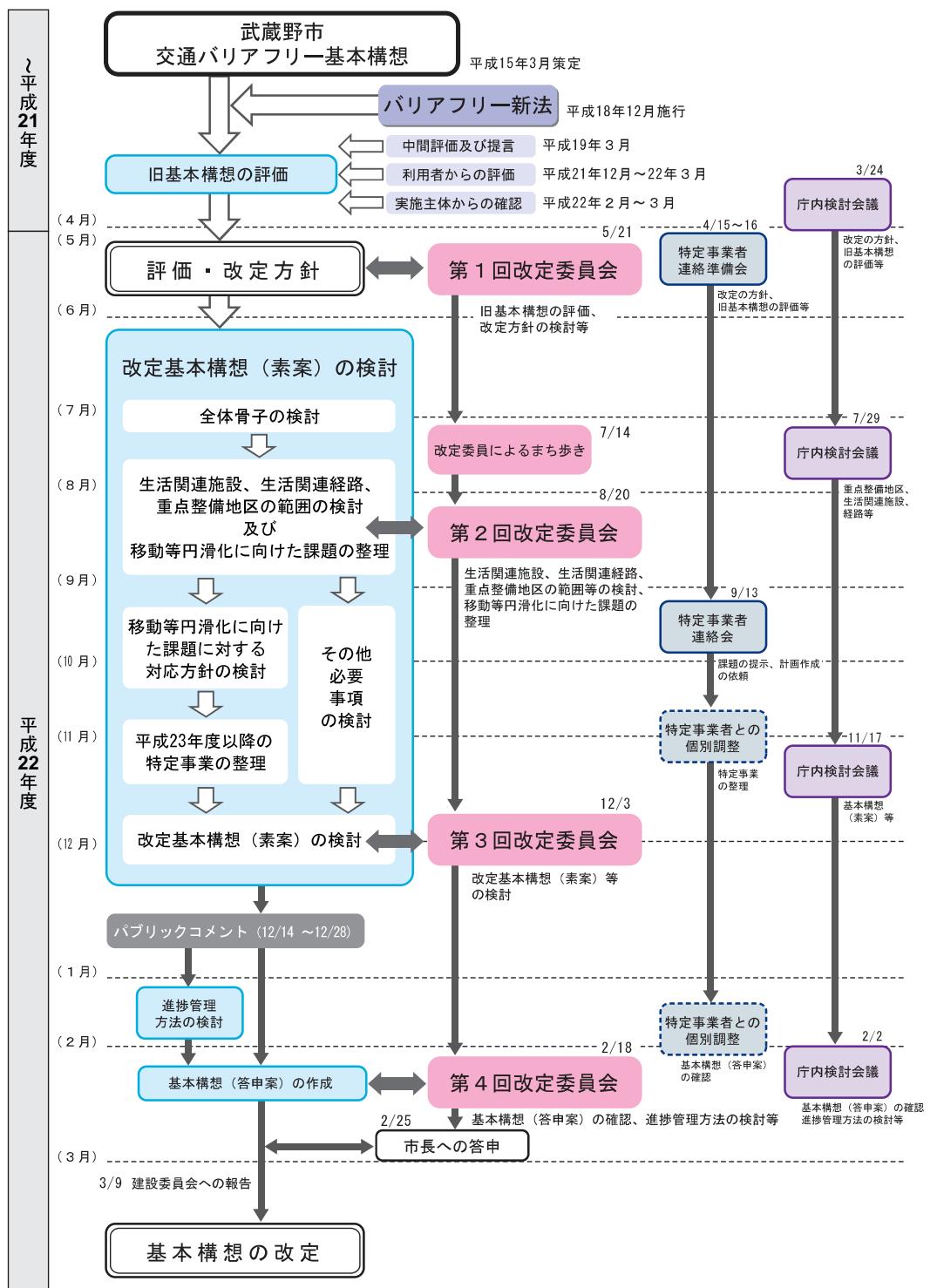
5-3. 新たな技術等への取組み

ICT等の活用など、バリアフリーへの新たな取組みについては、独自の発想により先進的な課題に取り組むとともに、市民の声を開発側に伝えていくなど、様々な形で関わっていきます。

5-4. 基本構想の継続的な発展

今後も、高齢者や障害者をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、すべての人々にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

策定の過程



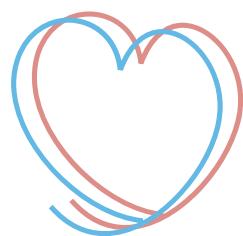
改定委員会の様子



高齢者や障害者の団体へのヒアリングの様子



改定委員によるまち歩きの様子



武藏野市 バリアフリー基本構想

武藏野市都市整備部まちづくり推進課
〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28
TEL 0422-60-1872 FAX 0422-51-9250
E-mail : sec-machidukuri@city.musashino.lg.jp
